

## 小平市立小平第九小学校 いじめ防止基本方針

### 1 いじめ問題に対する基本方針

全ての教職員が、「いじめは絶対に許されない」「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうる」「どの子供も被害者にも加害者にもなりうる」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域、関係機関と連携し、いじめの未然防止と早期発見・早期対応・重大事態への対処を徹底し、解決に向けて取り組む。

また、いじめの根絶を目指し、互いに認め合い励まし合う経験を通して自他の生命を尊重する思いやりの心を育てるとともに、豊かな人間性や社会性を養い、正しい人権意識や規範意識を身につけさせるよう、学校全体で取り組む。

いじめ防止の取組の実効性を点検し、必要に応じていじめ防止基本方針の見直しを図る。

### 2 主な取組

#### (1) 道徳教育等の充実

- ① 道徳の時間を要として、教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育を充実させ、自己を他者との関わりの中で捉え、望ましい人間関係を築く力を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ② いじめは絶対に許されないことを自覚するようにするため、「ふれあい月間」に合わせ、「いじめ防止に関する授業」を年3回実施する。
- ③ 読書活動・体験活動などの推進により、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養い、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。
- ④ 児童会活動や学級活動等、児童自身の主体的な参画によるいじめ問題への取組を継続的に行うとともに、年間を通じたたてわり活動（異年齢集団での活動）の充実により、相手の立場や心情を配慮し、思いやりのある行動がとることができるよう取り組む。
- ⑤ 家庭や地域と連携して、思いやりの心や生命尊重の態度など、児童の豊かな心を育み、自己有用感や自己肯定感を高める取組を推進する。
- ⑥ 地域人材の積極的な活用を推進し、様々な人と触れ合う機会をもつことを通して、心の成長を促す。

#### (2) 未然防止や早期発見のための措置

- ① 「いじめ・体罰防止委員会」（いじめ・体罰の防止等の対策のための校内組織）を設置して、児童の情報を共有し、組織的に対応する。児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎや情報提供を行う。

#### 【いじめ対策委員会構成】

校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、主任養護教諭、スクールカウンセラー、当該学年担任、教育相談担当等、（必要に応じて外部機関と連携）

- ② 「ふれあい月間」を通じて、いじめに関する児童アンケートを年3回実施するとともに、実施後には、担任や学年主任、主幹、生活指導主任等がいじめに関係する児童への面談を行う。また、毎月末に集約した「いじめ調査」の結果を教育委員会に報告する。
- ③ スクールカウンセラーによる小学校第5学年児童の全員面接の実施、相談窓口の周知等、相談活動を充実させる。
- ④ いじめをはじめとした様々な課題を把握するため、生活意識調査を実施する。
- ⑤ 子供がいじめの相談を行いやすいように「相談箱」の設置を行うとともに、市教育相談室による「いじめ電話相談」を周知する。

- ⑥ いじめをはじめとする生活指導上の諸問題等に関する校内連絡会を、毎週 1 回実施するとともに、教員の校内研修会を年間 3 回実施する。
- (3) インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対策の推進
  - ① 児童への情報モラルの指導（九小SNSルール）を徹底するとともに、家庭でのルール作り等、保護者の協力を依頼する。
  - ② 学校非公式サイト等の有害情報の把握に努め、問題のある書き込みに対しては迅速な対応を図る。ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。
  - ③ セーフティー教室では、情報モラルにかかわる授業を実施し保護者や地域に公開する。

### **3 いじめが発生した場合の対応**

- (1) 発見・通報を受けた教職員は、「いじめ対策委員会」で直ちに情報を共有し、いじめの事実確認を速やかに徹底して行う。事実確認の結果は、校長が責任をもって小平市教育委員会に報告する。
- (2) いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、落ち着いて教育を受けられる環境を確保するとともに、児童又はその保護者に対する支援を行う。
- (3) いじめを行った児童に直ちにいじめをやめさせ、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導及びその保護者に対する助言を行う。
- (4) 犯罪行為として取り扱われるべきと判断される場合は、警察と連携して対応する。

### **4 重大事態への対処**

- (1) 教育委員会や警察、関係諸機関と連携し、解決に向けて徹底した対応を図る。
- (2) 教育委員会と連携し、事実関係を明確にするための調査を行う。
- (3) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、重大事態の事実関係等必要な情報を適切に提供する。